

(案)

地域内フィーダー系統確保維持計画 (R3年度)

令和2年7月 日

鴨川市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称		
鴨川市地域内フィーダー系統確保維持計画		
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性		
<p>鴨川市は、千葉県・房総半島南東部、太平洋側に位置し、首都東京都まで約 70 km、県庁所在地の千葉市まで約 50 km の距離にある。清澄山系、嶺岡山系及び上総丘陵の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地は比較的少なく、これらの山間丘陵地に挟まれるように長狭平野が広がり、市街地は海岸部を走る国道 128 号と JR 外房線・内房線沿いの平野を中心に形成されている。市の面積は 191.14 km² であり、千葉県全体 (5,157.65 km²) の約 3.7% を占める。</p> <p>本市の公共交通は、JR 外房線と内房線の結節点でもある安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、鉄道 (2 路線) が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス (4 路線)、近隣自治体との間を結ぶ急行バス (1 路線) に加えて、路線バス (5 路線)、市コミュニティバス (3 路線) が運行され、タクシーについては 2 事業所が立地している。</p> <p>このうち、特に市コミュニティバスについては、廃止路線代替バス 5 路線の再編により、平成 20 年 11 月に運行を開始しているが、その後においても、利用状況に応じて、運行のルート・便数・ダイヤ等の見直しを適宜実施し、利用者数と運行収入の増加を望みつつ、運行経費の節減を図ってきたところである。</p> <p>しかし、平成 17 年 2 月の市町合併から 10 年が経過し、認められていた地方交付税の合併算定替措置が段階的に縮減されるなど、市の厳しい財政状況の中、市コミュニティバスにおいては、急速に進行する少子高齢化への対応及び地域経済のより一層の振興を図るため、路線延伸をはじめ、他公共交通機関との接続を改善するためのダイヤ改正、増便などのサービスの拡充が求められてきた。これらのことから、平成 27 年 2 月に策定し、平成 30 年 3 月に改訂を行った「鴨川市地域公共交通網形成計画」において、公共交通空白地域の解消や、学校統廃合等により通学・通園の遠距離化が進む小中学校・幼稚園のスクールバスとしての活用、観光関連施設への公共交通によるアクセス手段の確保などといったサービスレベルの改善策を定めたところである。</p> <p>本計画は、以上の地域公共交通確保維持事業実施の必要性を受け策定するものであり、限られた市財源を有効に活用しつつも、地域住民にとって欠かすことのできない生活路線として位置づけられる、以下に掲げる市コミュニティバスの各ルート及び系統の確保・維持を図り、併せて、当該ルート及び系統のサービスレベルの更なる改善を図るべく実施するものである。</p>		
(本計画の対象とするルート及び系統)		
鴨川市コミュニティバス		
○北ルート	金山ダム⇄内浦山県民の森	3 往復 6 便/日
	金山ダム⇄鴨川駅西口	1 往復 2 便/日
○南ルート	曾呂終点⇄鴨川駅前	3 往復 6 便/日
	曾呂終点⇄鴨川駅西口	1 往復 2 便/日

○清澄ルート	浦の脇⇄鴨川駅前	1往復 2便/日
	奥清澄⇄天津小湊支所	7往復 14便/日*
※内1便は4月から9月のみの季節運行		

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

鴨川市コミュニティバスの年間利用者数

令和3年度（令和2年10月から令和3年9月） 42,572人

令和4年度（令和3年10月から令和4年9月） 42,572人

令和5年度（令和4年10月から令和5年9月） 42,572人

※鴨川市地域公共交通網形成計画に即して、令和4年度及び令和5年度については、令和3年度の目標値を維持。

(2) 事業の効果

市民の生活交通及び観光客の移動手段として、市コミュニティバスの運行が確保・維持されるとともに、急速に進行する少子高齢化への対応として、学校等の統廃合により遠距離化が進む小中学校・幼稚園への通学・通園手段の確保、公共交通空白地域の解消、地域経済のより一層の振興に資するものとして、市内観光関連施設への公共交通によるネットワークの形成が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 公共交通の乗り方教室の実施

公共交通サービスの初回利用に当たっての心理的ハードルを下げ、公共交通機関の継続的な利用を促すため、バスをはじめとする公共交通機関の具体的な利用方法や自分用の公共交通利用モデルの作成等に関する教室を開催する。(市)

(2) モビリティ・マネジメントの実施

地域内において、過度に自動車に依存することなく、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度かつ賢く利用する状態となるよう促すため、主に小中学生及び高齢者を対象として、トラベル・フィードバック・プログラムを実施する。(市)

(3) モデル的な利用パターン等の作成及び情報発信

乗換え等のサービスの横断的な利用を促すため、市内において提供される公共交通サービスの中から、目的地や利用目的等に応じたモデル的な利用パターンを作成し、利用対象者に適した媒体での情報発信を行う。(市、事業者)

(4) 公共交通マップ等の配布

各公共交通サービス内容の周知を図るとともに、乗換え等の横断的な利用を促すため、市内において提供される公共交通サービスの内容を網羅的に掲載した「公共交通マップ」の更なる内容の充実を図り、地域住民等に配布する。

また、現行のコミュニティバス運行案内パンフレットについては、継続して更新及び配布を行う。(市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鴨川市が運行事業者へ運行委託料として、事業に要する経費を支出し、運行事業者は、運行収入及び国庫補助金を鴨川市へ納める。この差額が、鴨川市の実質的な負担額となる。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

鴨川日東バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○令和元年度第 1 回会議（令和元年 6 月 25 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度事業報告及び決算報告について ・鴨川市コミュニティバス 平成 30 年度運行実績について ・予約制乗合タクシーについて ・「太海線」について ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について <p>○令和元年度第 2 回会議（令和元年 8 月 8 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速バス実証運行業務について ・一般路線バス（市内線）のダイヤについて ・コミュニティバス北ルートダイヤ改正について ・消費税率引き上げに伴うコミュニティバス運賃の改定について <p>○令和元年度第 3 回会議（令和元年 10 月 16 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鴨川市公共交通の平成 30 年度実績について ・公共交通乗り方教室について ・予約制乗合タクシーの利用促進について <p>○令和元年度第 4 回会議（令和元年 11 月 8 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約制乗合タクシーの運行評価について ・予約制乗合タクシーの運行計画の見直し及び利用促進策について <p>○令和元年度第 5 回会議（令和 2 年 1 月 29 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通乗り方教室の実施結果について ・金谷線について

- ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

○令和元年度第6回会議（令和2年2月18日）

- ・高速バス実証運行の実績について
- ・予約制乗合タクシー実証運行計画の見直し案について

○令和2年度第1回会議（令和2年7月27日）

- ・鴨川市コミュニティバス 令和元年度運行実績について
- ・予約制乗合タクシー 令和2年3月までの実績について
- ・高速バス実証運行の結果報告について
- ・次期鴨川市地域公共交通網形成計画策定に向けた検討業務について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

21. 利用者等の意見の反映状況

（1）アンケート・ヒアリング

鴨川市において、本計画の上位計画である「鴨川市地域公共交通網形成計画」の改訂を行うに当たり、以下の調査を実施した。

- 1) 公共交通に関する市民アンケート調査
 - ・平成29年10月に実施
 - ・15歳以上の市民2,000人を対象（回収率45.1%）
- 2) コミュニティバス利用者ヒアリング調査
 - ・平成29年11月に実施
 - ・全ての系統について、平日・休日の各2日間実施
- 3) 市内主要施設利用者ヒアリング調査
 - ・平成29年11月に実施
 - ・市内の大型商業施設2施設、病院2施設において、平日各1日間実施

（2）パブリックコメント

鴨川市において、本計画の上位計画である「鴨川市地域公共交通網形成計画（改訂版）（案）」に対するパブリックコメントを実施した。

- ・平成30年2月～3月に実施

（3）協議会

協議会委員として、公募1名を含む利用者代表の市民3名が参画し、計画内容等に関する議論を行った。

22. 協議会メンバーの構成員

鴨川市地域公共交通会議

関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	鴨川市（副市長・経営企画部まちづくり推進課）
交通事業者・交通施設管理者等	鴨川日東バス株式会社 一般社団法人千葉県バス協会 小湊鐵道株式会社 有限会社鴨川タクシー 東日本旅客鐵道株式会社安房鴨川駅 鴨川日東バス株式会社互助会

	千葉県安房土木事務所 千葉県鴨川警察署
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鴨川市福祉作業所 鴨川市校長会 利用者代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県鴨川市横渚 1450

(所 属) 経営企画部まちづくり推進課

(氏 名) 加藤 貴啓

(電 話) 04-7093-7828

(e-mail) machizukuri@city.kamogawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
鴨川市	鴨川日東バス(株)	(1) 北ルート	金山ダム	天津駅	内浦山泉民の森	往 27.0km 復 27.0km	365日	1,095回 (3.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(2) 北ルート	金山ダム	鴨川市役所	鴨川駅西口	往 7.3km 復 7.3km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島	市内の主要乗換地 点である、安房鴨 川駅、安房天津駅 へ乗り入れること により、次の地域間交 通ネットワーク(補 助地域幹線系統)と 接続する。	③
	〃	(3) 南ルート	曾呂終点	鴨川駅西口	鴨川駅前	往 27.4km 復 27.4km	365日	1,095回 (3.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(4) 南ルート	曾呂終点	畑青年館	鴨川駅西口	往 15.7km 復 15.7km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島	〇市内線	③
	〃	(5) 南ルート	浦の脇	東条病院	鴨川駅前	往 4.0km 復 4.0km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島	「仁右衛島入口～ 鴨川駅～天津駅～ 誕生寺入口」	③
	〃	(6) 清澄ルート	奥清澄	清澄	天津小湊支所	往 12.8km 復 12.8km	365日	2,464回 (7.0, 6.5)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鴨川市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,932
交通不便地域	33,932

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
33,932	鴨川市全域	半島振興法
5,942	旧天津小湊町の区域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
鴨川市地域公共交通網形成計画	平成27年2月 (平成30年3月改訂)	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
33,932	$33,932人 \times 150円 + 560万円$	10,689,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)